

令和 7 年度飼料作物及び WCS 用稲の基準単収の設定について

令和 7 年 6 月 1 0 日
群馬県農業再生協議会

群馬県農業再生協議会では、経営所得安定対策実施要綱 2 の 1 (9) に基づき、牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし、WCS 用稲の基準単収を下記のとおり設定しました。

1 牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし

飼料作物	基準単収 (kg/10a)
牧草	760
ソルゴー	1,870
青刈りとうもろこし	3,020

※設定に当たっては、農林水産省作物統計（生草重量）から H30～R6 年の群馬県平均（直近 7 年中庸 5 年平均）を求め、水田での湿害による減収を考慮し、更に牧草とソルゴーは収穫段階の水分の状況を加味して算出しました。

2 WCS 用稲

重量による判断を基本としますが、体積による判断も可能とします。体積で判断する場合は以下の計算式で 10a あたり体積を算出してください。

【 $(\text{直径}/2) \times (\text{直径}/2) \times 3.14 \times \text{高さ} \times 10\text{a あたりロール数}$ 】

飼料作物・WCS 用稲	基準単収
重量	2,190 (kg/10a)
体積	5.26 (m ³ /10a)

※R 4 ～ 6 年の地域農業再生協議会の実績を用い、重量と体積の県平均値から設定しました。